

知調二発第99号
令和4年9月30日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全国知事会社会保障常任委員長
福島県知事 内堀 雅雄
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する
法律案について

令和4年9月20日付けで、地方自治法第263条の3第5項の規定に基づき情報提供のあった標記法律案について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1 地方負担について

今回の改正により、宿泊・自宅療養者の医療、協定締結医療機関等が実施する措置、流行初期医療確保措置等が新たに創設され、都道府県が費用の一定割合を負担することとされている。

今回の改正は、次なる大規模感染症の発生を視野に入れた改正内容となっているが、地方の財政力不足により必要な対策が講じられないことによって我が国全体の大規模感染症対策に支障を招くことは避けるべきと考える。確実な対応を行うためにも、これらの経費については、現在の新型コロナウイルス感染症対応と同様に全額国庫による負担が基本と考える。

仮に地方負担を求められる場合には、感染が今般同様に大規模となった場合でも対応できるよう、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等の予算措置、十分な交付税の措置など、地方負担の極小化を図ること。

また、法改正により都道府県に義務付けられる取組については、業務量増加に伴う人員増、計画策定や協定締結、協議会等の開催などの平時からの対応も含め、国において確実に財政措置を講じること。

なお、法改正により新たな業務が生じるが、従来からの業務についても見直しの検討を行い、都道府県を経由しなくても実施可能な業務は国が直接行うなど、地方負担の軽減を図ること。

2 医療機関との協定締結について

法改正に伴う医療機関等（民間を含む）の協力を実現するためにも、十分な支援措置を講じるとともに、国においても日本医師会等の関係団体に対し、十分に理解と協力を得られるよう説明を尽くすこと。

医療機関との協定締結に際しては、平時からの環境整備や人材配置、診療報酬の加算措置などの財政支援、有事における支援制度の提示が必要であるため、平時及び有事における支援制度の内容を早期かつ具体的に示すこと。

3 予防計画・各種協定・流行初期医療確保等の考え方・基準の提示について

予防計画や各種協定・流行初期医療の確保等については、前提となる感染症の想定等について統一する必要があるが、国において、こうした前提条件や、人口規模に応じた想定数量、国の補助内容、医療機関の選定基準、協定のひな形、履行状況の公表内容等について、考え方や基準等を早期に提示すること。

また、実際に発生した感染症の状況が前提と異なることが十分考えられることから、柔軟な対応を可能とするとともに、協定が画餅に帰すことのないよう実効性の担保に配慮すること。

さらに、流行初期医療の確保に際しては、未知のウイルスへの対応という観点からも、減収補償の考え方だけではなく、掛かり増し費用等も支援対象とするなど、国において財政措置を講じること。

4 流行初期医療確保措置における保険者負担について

国全体の大規模感染症対策であることから、必要な経費については、全額国庫による負担が基本と考えるが、仮に保険者に負担を求める場合には、被保険者への影響を十分に考慮し、負担増の極小化を図ること。

また、当該措置に係る具体的な事務の内容等について、早期に保険者に示すとともに、被保険者の理解が得られるよう、国の責任において十分な説明と周知を行うこと。

さらに、当該措置の導入に伴い、保険者においてシステム改修等が必要となる場合には、国による財政支援を確実に講じること。

5 医療人材の広域派遣について

医療人材の広域派遣調整に際しては、都道府県間の調整によってもなお確保が難しい場合に国が調整を行うとしているが、全国的な感染状況等により、それぞれの地域の感染対策を担う都道府県間における調整では、対応の遅れも予想されることから、こうした前提を置かず、国において率先して迅速に調整する仕組みとすること。

また、災害・感染症医療業務従事者の都道府県間の派遣調整においても、同様に国が率先して調整する仕組みとするとともに、協定医療機関に対する補助等も含め派遣に要する費用について確実に財政措置を講じること。

6 国の総合調整権限について

厚生労働大臣による総合調整権限について、具体的にどのような条件下でどのような内容の権限を行使することとするのか、その具体的内容について、地方の意見を十分に汲み入れて明示すること。

7 情報基盤の強化について

発生届等の電磁的方法による入力の実務義務化について、財政措置を含めた支援や、入力項目の吟味、HER-SYS と NESID 次期システムの混在の解消、その他システムが乱立することによる混乱の防止、医療機関が日常使用する電子カルテとの連携など、情報管理を効率化・一元化すること等により、医療機関・保健所の事務負担へ十分に配慮すること。

また、予防接種事務のデジタル化に際しては、予防接種台帳を自治体ごとではなく全国で統一した一つのシステムにより管理することについて検討すること。

8 物資の確保等について

国において平時から流通実態を十分に把握し、必要な時に遅滞なく要請・指示等を行う必要がある。

また、医薬品等の積極的な開発支援や緊急承認制度を駆使し、国産ワクチンや治療薬の早期実用化につなげるなど、必要な医薬品等の確実な確保・供給を図ること。

また、個人防護具の備蓄等について、協定締結医療機関以外の医療機関や福祉施設等における備蓄の考え方について明示すること。

9 検疫との連携について

検疫措置については、国の責任において適切な対策が講じられるよう体制も含め強化を図ること。また、入国者に関する情報のうち、感染拡大防止に資するものについて、検疫所と都道府県、保健所設置市及び特別区が連携して対応できるよう、適切に共有する仕組みを構築すること。

10 都道府県から保健所設置市への指示権限について

緊急時の入院勧告・措置について、都道府県知事が保健所設置市等の長に指示できる権限が新たに創設されるが、適用場面や指示対象となる措置の範囲・内容、指示の手続き、指示に応じることの担保措置などについて明示すること。

11 都道府県連携協議会について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条の 2 第 5 項において「都道府県連携協議会に関し必要な事項は、条例で定める」とされているが、感染症の発生期・拡大期において臨機応変な対応ができるよう、「条例で定める」規定は見直すこと。

12 地方衛生研究所について

今回の新型コロナウイルス感染症対応においても、地方衛生研究所が果たす役割は非常に重要であることから、法上または今後制定される基本指針において明示するなど、法的根拠を明確にすること。

13 都道府県との事前調整の強化について

今回の改正については、各都道府県への影響が大きいことから、地方との事前協議については、より丁寧に行うよう改善を求めるとともに、法改正に伴う今後の制度構築に際しては、事前協議の機会を設け、地方の意見が十分に反映されるようにすること。